

Hydrogen Technology World

Expo 2026

ジャパンパビリオン

出展案内書

2026年10月

JETRO 海外ビジネスサポートセンター

サステナブルビジネス課



目次

I.	はじめに	3
II.	展示会・パビリオン概要	3
	1. Hydrogen Technology World Expo 2026 概要.....	3
	2. ジャパンパビリオン概要	4
III.	出展条件・費用.....	5
	1. 出展要件（対象企業・製品）	5
	2. 出展料.....	6
	3. キャンセル規定.....	6
IV.	お申込みの流れと選考.....	7
	1. お申し込み～出展までの流れ	7
	2. 選考方法	8
V.	その他注意事項.....	9
VI.	お問い合わせ先	10

I. はじめに

ジェトロは、欧州最大級の水素技術展示会「Hydrogen Technology World Expo 2026」にジャパンパビリオンを設置し、出展企業の皆様に技術発信とビジネス拡大の機会を提供いたします。開催地のドイツ・ハンブルクは、欧州最大の水素需要国であるドイツの「水素の玄関口」として、港湾インフラの整備や産業脱炭素化プロジェクトが急速に進展する戦略的拠点です。本展示会は、水素の製造・貯蔵・輸送から利用に至るサプライチェーン全域の最新技術に特化しており、具体的なソリューションを求める世界各国のエンジニアや意思決定者が一堂に会します。パビリオンでの展示に加え、ミニセミナーや個別マッチングを通じ、欧州企業との協業や海外プロジェクトへの参画を強力に支援いたします。水素社会の実装をリードする欧州市場への本格参入を目指す企業の皆様は、ぜひ本パビリオンをご活用ください。

II. 展示会・パビリオン概要

1. Hydrogen Technology World Expo 2026 概要

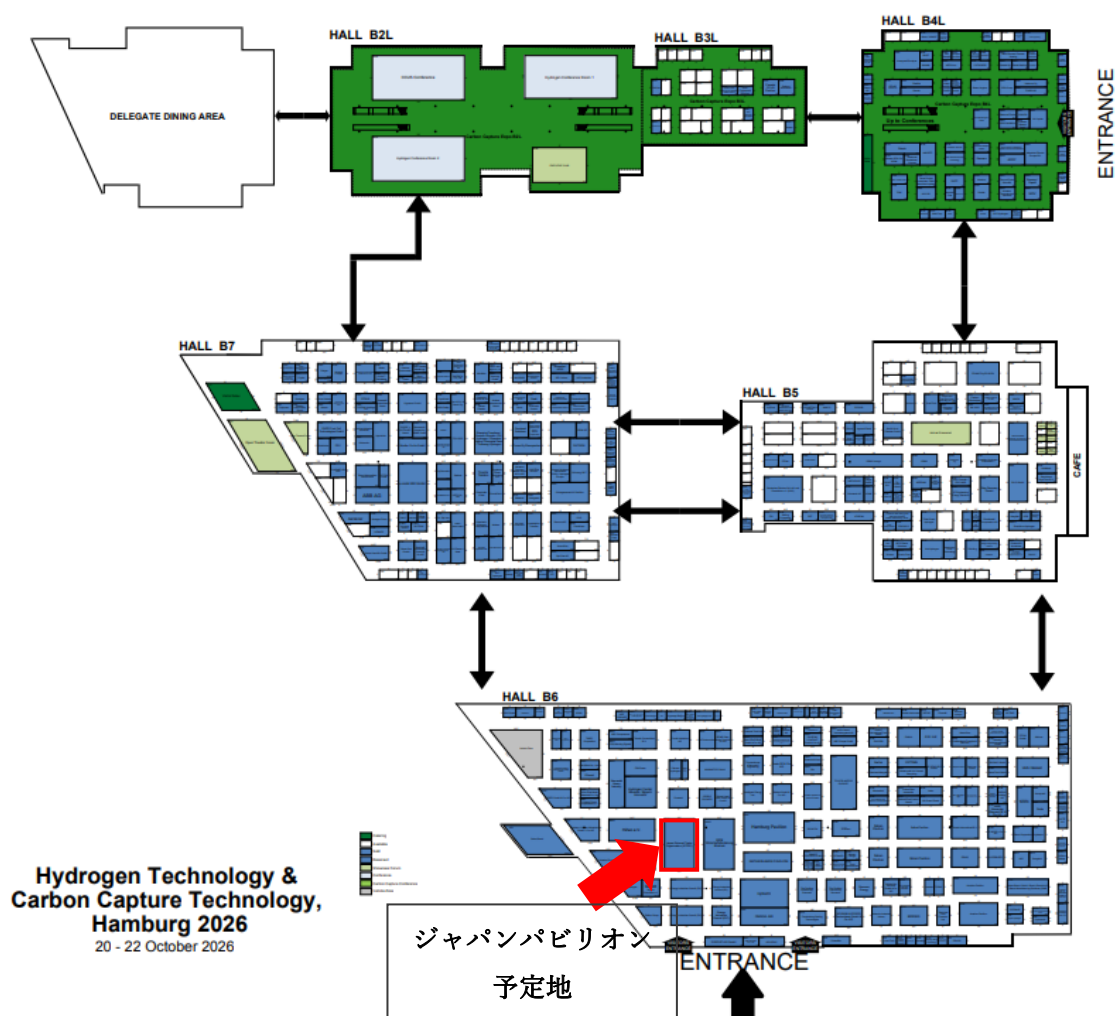
展示会名・会期	Hydrogen Technology World Expo 2026
開催時期	2026/10/20-22
会場	Hamburg Messe
出展対象品目	再生可能水素製造、電解槽開発、低炭素水素製造、グリーン水素貯蔵・インフラ・輸送・流通、水素サプライチェーン開発、水素ハブ・需要センター、アンモニア、メタノール、液体水素、液体有機水素キャリア、低炭素水素活用、水素モビリティ、水素収益性、水素経済創出、標準化・認証・規制
主催者	Trans-Global Events
出展者数	946 社（2025 年度実績）
来場者数	18,684 人（2025 年度実績）
公式ウェブサイト	https://www.hydrogen-worldexpo.com/hydrogen-world (英語)

2. ジャパンパビリオン概要

主催	日本貿易振興機構（JETRO）
募集企業数	15 社程度
ブース位置	6L30
総面積	152
1 社あたりの面積	2.5 m ² /小間（予定）

❖ 会場イメージ（4月末日時点）

※詳細はイベントホームページにてご確認ください。



III. 出展条件・費用

1. 出展要件（対象企業・製品）

お申し込みの際し、以下の注意事項を必ずご確認ください。

- ① お申し込み単位は原則 1 社 1 小間とします。1 社による複数小間のお申し込みもできません。
- ② 出展物が日本国内で生産、または日本企業（個人事業主も含む）の資本・技術により企画もしくは生産等がされたものであること。
- ③ 「出展対象品目」に合致する内容を取り扱う企業で、現地の法令などに合致した技術等の提供ができること。
- ④ 一連の出展申込書に記載された内容に変更がある場合、書面及びメール（SCE@jetro.go.jp）にてジェトロにご連絡ください。なお、申込締切日を過ぎてから内容変更をご希望される場合、出展審査に関わるもの等、その内容によっては変更に応じられない場合がございます。予めご了承ください。
- ⑤ 出展にかかる規則は、「出展案内書」（本案内書）にて定めており、記載事項を了承していること。
- ⑥ 出展者には、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」第 2 条で定義する反社会的勢力に該当せずかつそれらと関係を有しないことを確約いただきます。該当することが判明した場合、ジェトロは当該出展者のジャパンパビリオンの出展を取り消し、本件に関しお支払いいただいた出展料の返金、賠償はいたしません。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Events/odd/ictweek2026/annaisho.pdf
- ⑦ 外国為替及び外国貿易法等、国内法令に定めのある出展物の出展については、出展者の責任において事前に許可等を取得すること。詳細は、経済産業省安全保障貿易管理課ホームページをご参照ください。（<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html>）
また、「輸出管理等の外為法関連規則に関する特記事項」に同意いただけることを条件とします。（https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html）
- ⑧ ジェトロが出展者として適当であると承認すること。
- ⑨ 欧州連合（EU）では、個人情報（データ）の保護という基本的人権の確保を目的とした「EU 一般データ保護規則（General Data Protection Regulation : GDPR）」が、2016 年 5 月 24 日に発効、2018 年 5 月 25 日から適用が開始されています。
GDPR は、EU を含む欧州経済領域（EEA）域内で取得した「氏名」や「メールアドレス」「クレジットカード番号」などの個人データを EEA 域外に移転することを原則禁止しており、現地進出の日系企業に勤務する現地採用従業員や、日本から派遣されている駐在員も含まれるため注意が必要とされます。行政罰規定があり、違反行為に対しては、高額な制裁金が課されるリスクもあります。同規則にも十分に留意いただけることを条件とします。詳細は個人情報保護委員会のホームページ等を参照ください。（<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/EU/>）

2. 出展料

❖ 出展料

出展料	800,000 円 (税込み)	小間形態	1 小間 (約 2.5 m ² /パッケージ)
-----	--------------------	------	---------------------------------------

❖ 料金構成

<含まれるもの>

区分	項目	詳細内容
展示スペース	1 小間 (約 2.5 m ²)	ジャパンパビリオン内指定スペース
ブース装飾	統一デザイン・基本備品	パビリオン統一外装、社名版、基本什器一式
インフラ	共通設備維持管理費	一定量の電気使用料、基本電気幹線工事代
サポート	事務手続き代行	主催者・運営会社等との各種申請サポート
情報提供	マーケット・規制情報	現地市場動向・関連法規制等の資料提供
その他	入場パス・イベント	本展示会入場パス、ピッチイベント等への参加権

<含まれないもの> (各自負担)

以下の費用は、基本パッケージには含まれません。必要に応じて各自で手配・支払を行ってください。

- 追加装飾・備品：基本パッケージ以外の装飾、追加レンタル什器、規定量を超える電源追加
- 物流・保険：展示物の輸送費（国内・現地）、輸送にかかる保険料
- 税金：出展物にかかる関税、および現地消費税（VAT）等
- 旅費・滞在費：出張者の渡航費、現地宿泊費、食費、交通費
- カンファレンス：本展示会に付随する有料カンファレンスへの参加費
- その他：上記および「含まれるもの」に明記されていない一切の経費

※追加装飾等は各社負担にて、各社が直接施工業者とご相談ください。

3. キャンセル規定

採択された出展者には、ジェトロが審査結果をメールで発信した時点で、出展契約が成立するとともに、貴社にキャンセル料の支払い義務が発生します。

キャンセル受付日	キャンセル料
ジェットロからの審査結果メール送付前	なし
ジェットロからの審査結果メール送付後	出展料の100%

- キャンセル料の支払いには、ジェットロ・メンバーズ割引を適用できません。
- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出展者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出展を中止できる場合がありますので、ご相談ください。

IV. お申込みの流れと選考

1. お申し込み～出展までの流れ

STEP1

出展申し込み【オンライン入力】

締切：2026年6月19日（金）日本時間23：59

「出展案内書」（本案内書）をよくお読みのうえ、以下のイベントページよりお申し込みください。

<イベントページ>

https://www.jetro.go.jp/page_preview/events/sce/7bb2b90157068ad3

※留意点：

- 上記記入後すぐに、内容確認メールが届きます。
- すでにお客様情報をご登録されている方は、改めての情報登録は必要ありません
- 初回登録時に発行されたIDとパスワードを用いてログインし、本展示会のオンライン申し込みを行ってください。

STEP2

企業情報/申込書・承諾書（PDF）提出【オンライン入力】

以下のサイトより、企業情報（「Hydrogen Technology World Expo 2026 企業情報登録フォーム」）のご入力および出展申込書・承諾書（代表者印（会社実印）を押印したもの）ご提出ください。

なお、在外法人からのお申し込みは、商慣習等を踏まえ、押印に代わり署名を以って受け付けます。

<企業情報登録サイト>

https://www.jetro.go.jp/form5/pub/sce/hte2026_step2

STEP3

審査結果の通知
2026年6月下旬（予定）

審査結果をメールにて、ご担当者様宛にご連絡いたします。

採択された出展者は、ジェトロが同メールを発信した時点で、出展契約が成立するとともに、貴社にキャンセル料の支払い義務が発生します。キャンセル規定については、「Ⅲ.3」をご確認ください。

STEP4

出展準備（オンライン説明会/個別打ち合わせ/入金案内等）
2026年6月下旬以降

出展者マニュアルの配布やブースの位置、現地の最新情報、その他諸注意などをご案内いたします。また、個別の相談も随時受け付けます。

STEP5

請求書の送付
2026年7月上旬以降

採択された出展者に対し、請求書をお送りしますので期日までにお支払いください。

STEP6

出展料お振込み
2026年7月末まで

- 請求書記載の支払い期日までに出展料をお振込みください。
- 出展料の振込みに要するすべての手数料は、出展者のご負担となります。
- 出展料またはその一部が期日までに未納の場合、出展はできません。必ず、請求書記載の期日までに全額をお支払いください。
- 振込先は「ジェトロ 東京本部」となります。

2. 選考方法

IV.1にてご入力いただいた企業情報を基に、応募者多数の場合は、ジェトロにて厳正な審査を行い、出展者を選定させていただきます。なお、選考結果の詳細および選考基準に関するお問い合わせには、一切お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。下記、必須条件も併せてご確認ください。

<必須条件>

- 本展示会への出展について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること
- 会期中の全日程に出展できること（会期中で撤収しない）
- 会期中の全日程で自社の担当者1名以上が常駐すること
- ジェトロが会期中および会期後に実施するアンケートやフォローアップ面談に必ず協力すること

<審査項目>

「Hydrogen Technology World Expo 2026 企業情報登録フォーム」に入力いただく情報を基に審査いたします。

<お申し込みにあたっての注意事項>

- ご提出いただく「Hydrogen Technology World Expo 2026 企業情報登録フォーム」の内容について、ジェトロより電話または訪問にてお話を伺う場合があります。
- 「Hydrogen Technology World Expo 2026 企業情報登録フォーム」、「出展申込書・承諾書」の内容に虚偽の記載を行った場合は、お申し込みを無効とすると同時に、本展示会への出展をお断りします。
- お客様の個人情報につきましては、ジェトロ個人情報保護方針に基づき、適正に管理運用させていただきます。[\(https://www.jetro.go.jp/privacy/\)](https://www.jetro.go.jp/privacy/)
- お問い合わせは本案内書の末尾に記載のジェトロ窓口にお問い合わせください。

V. その他注意事項

- 何らかの払い戻しが生じた際、その払い戻しにかかる一切の手数料は出展者の負担となります。
- 現地への展示品の輸送、展示会場内の搬出入は全て出展者の責任において実施してください。
- ブース装飾等、今後の準備の詳細については出展者に「出展者マニュアル」にて別途ご案内予定です。
- 出展物の展示・陳列は出展者に行っていただきますが、出展物の展示方法について、ジェトロの指示に基づいて修正いただく場合がございます。
- 小間位置は、小間数、出展物、業種等を考慮し、確保できたスペース内で展示構成を考慮しつつ、ジェトロが決定します。同業者の小間が隣接する場合がありますので、予めご承知おきください。
- 現地治安情勢等により、ジェトロの判断で事業実施を見合わせる場合があります。予めご了承ください。
- 通訳、アテンド等の費用は各社負担にてお願いします。

VI. お問い合わせ先

◆お問い合わせ窓口◆

ジェトロ・サステナブルビジネス課（塚本、古川）
SCE@jetro.go.jp

※代表者印について

以下の見本と同じ印影の印鑑をご使用ください。

【見本】

【代表者印】 本店所在地の法務局に届出済みの 法人の実印	代表取締役印 	株式会社、有限会社等
	理事長印 	社団法人、NPO 法人等
【役職印】 法人名のほかに所属長名が刻印された 印鑑		※出品申込権限をお持ちであることが確認できる書面等も併せてご送付ください。

代表者印のNG例

以下の印は代表者印に相当しません。

角印(社印)、認印	 
-----------	---

※原則、角印（社印）、認印は承認できませんが、諸事情により代表者印をお持ちでない場合は、ご相談ください。

※個人事業主の方は、各市町村役場に登録されている個人印（実印）を押印ください。